IT化に対応した取引ルール整備に向けた中間提言

ITを安心して 活用できる環境 2000年9月14日 (社)経済団体連合会

取引ルール整備のための3原則

迅速な整備、トップダウンによる省庁横断的な一括改革

環境変化への柔軟性、機動的な見直し

マイルストーンの設定

(既存法令の解釈の明確化、書面交付義務等の見直し 秋の臨時国会迄)

その他の問題 2001年春の通常国会迄等)

1.取引方法の情報化に対応したルール整備

(1) 民事法に関する規定整備

明治31年(1898年)の民法施行当時想定しなかったネットワーク化への対応を図るべき

契約成立に関する意思表示の到達主義の採用、操作ミスと錯誤との関係整備等が必要 等

- (2) 既存法令の解釈の明確化 民間からの問い合わせに対して行政が一定期間内で回答、公表する方 式を導入すべき 等
- (3) 書面交付義務、対面義務、物理的事務所を前提とした規制の早急な見 直し 等

2.情報財取引に関するルール整備

- (1) デジタル・コンテンツの性質に合ったルールの明確化が必要
- (2) 契約条件に関する事前の明示の合意がない場合の取扱い、瑕疵担保 責任等の明確化が必要
- (3) ライセンサーの破産時の取扱いの整備が必要 等

3.知的財産権を巡るルール整備

- (1) 不正目的によるドメインネーム取得・使用への対応を図るべき
- (2) ビジネスモデル特許の審査基準の明確化、審査における国際協力の推進等が必要 等

4.消費者保護ルールの整備

- (1) 電子商取引と実世界の取引とが同等の条件に置かれる必要
- (2) 事前規制ではなく、悪質な行為の取り締まり、被害の実効ある救済が必要(簡易で迅速な紛争処理の仕組みの整備等) 等
- 5. 個人情報の適切な取扱ルールの整備
- (1) 企業の自己規律による取組みを促す法的枠組みを確立すべき
- (2) 保護と利用とのバランス確保、企業実態に合った制度が必要 等

6.中間介在者の責任ルールの整備

- (1) 違法コンテンツ等に対する中間介在者の責任問題に関する法的枠組 みが必要(自動的な媒介における免責、常時監視不要、通知と削除に 関する手続きの明確化等)
- (2) 多様な中間介在者にわかりやすい包括的ルールが必要 等
- 7. その他ルールの整備(ハイテク犯罪対策)
- (1) 通信の秘密、民間の協力コスト等に十分配慮して適切に対応すべき
- (2) 匿名での被害の情報提供、対応策の共有のための仕組みが必要 等